

消費者裁判手続特例法等に関する検討会 運営要領（案）

令和3年3月24日  
検討会決定

1. 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。
3. 検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 検討会における配布資料は、原則として、検討会終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、配布資料の全部又は一部を非公表とすることができます。
5. 検討会終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、議事録の全部又は一部を非公表とすることができます。
6. 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
7. この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。